

児童は適切に養育されること、生活を保障し愛され、保護されること、心身の健やかな成長、発達、および自立ははかれること(児童福祉法一条より)がうたわれています。

児童発達支援センターでは、その子ども一人ひとりの成長、発達を理解し、得意なことや、苦手なこともその子どもの特性としてとらえ、保護者の方々と一緒にこれからのことを考えていけたらと思っています。

そして、お子さまの成長をともに喜びたいと思っています。

ささいなことでも、ぜひご相談ください。



北区立 児童発達支援センター

開館時間	午前9時～午後5時
休館日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)
住所	〒114-0002 東京都北区王子6-7-3

電話 03-3913-8841 (代表)
FAX 03-3912-3016



交通アクセス

電車	王子神谷駅下車(南北線)	徒歩10分
	王子駅下車(JR/都電/南北線)	徒歩20分
バス	豊島8丁目下車(都営)	徒歩5分
	王子4丁目下車(都営)	徒歩10分

北区立 児童発達支援センター



発達や障害に心配のあるお子さんご家族へ、身近な地域で適切な支援を提供します。

相談

お子さん(18歳未満)の発達に関する相談を受けます。
まずは電話で心配なことや相談したい内容についてお聞きします。
また相談内容に応じ、関係機関を紹介します。

電話受付 03-3913-8841

(月～金 / 午前9時～午後5時)

相談の流れ(一例)

- ① 初回相談
- ② 発達評価(心理相談員による発達検査・グループ活動(わくわくおやこグループ)の参加など)
- ③ 専門相談(心理相談員・言語聴覚士・作業療法士・発達専門医)
- ④ 結果説明・今後の相談(療育機関や関係機関の紹介)

※専門相談やグループ活動の利用は初回相談が必要です。

事業

相談支援事業 要受給者証

療育の利用に必要な
「サービス等利用計画」を作成します。
(未就学児対象)

さまざまな障害についての
知識啓発・普及活動・講演会
・学習会の開催

家族支援

- ・ペアレント・トレーニングなどの
家族プログラムの実施
- ・家族会(親の会)の開催

**地域支援・関係機関
との連携**

療育・さくらんぼ

〈集団療育〉要受給者証

〈3～5歳児クラス〉 週3日～5日(単独通所)
週1日～2日(親子通所)
〈2歳児クラス〉 週1日～2日(親子通所)

〈個別療育〉要受給者証

言語療法・作業療法・理学療法の専門療育となります。
※他の児童発達支援を利用の方も受けられます。

〈保護者支援事業〉

集いの場、相談の場、学びの場を提供します。

〈保育所等訪問支援〉要受給者証

お子さんが通っている保育園、幼稚園などに訪問し、
集団に適應するための専門的な支援をおこないます。